(2)　労働基準法第百八条に規定する賃金台帳
(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日以前から雇用されていることを明らかにする書類
ロ　平成二十三年三月十一日に新たに雇用された者　その雇用された者から提出された次に掲げる書類
(1)　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第十七条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（(3)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書
(2)　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）
(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類
二　令第十七条の三第一項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを証する書類
イ　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）
ロ　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し
ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを明らかにする書類
（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）
第六条の四　令第十七条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあっては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。
2　法第十七条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。
一　その名称及び内容
二　その実施予定期間
三　その実施場所
四　法第十七条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細
五　その他参考となるべき事項
第九条の三第一項中「第六条の三第一項各号」を「第六条の六第一項各号」に改め、同条第二項中「第六条の三第二項各号」を「第六条の六第二項各号」に改め、同条第三項中「第九条の三第一項」を「第九条の六第一項」に改め、同条第五項中「第六条の三第五項各号」を「第六条の六第五項各号」に改め、同条を第九条の六とする。
第九条の二中「第六条の二各号」を「第六条の五各号」に、「第六条の二第二号」を「第六条の五第二号」に改め、同条を第九条の五とする。
第九条の次に次の三条を加える。
（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）
第九条の二　令第二十二条の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
一　法第二十五条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（同号の四欄に掲げる建築物整備事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合　東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項に規定する認定地方公共団体の当該建築物整備事業の用に供する同号の第五欄に掲げる建物及びその附属設備に該当する旨を証する書類
二　法第二十五条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合　次に掲げる書類（当該建物及びその附属設備が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあっては、ロに掲げる書類）
イ　その賃貸が令第十八条の二第二項第五号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類
ロ　その賃貸に係る家賃の額が令第十八条の二第二項第六号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類
（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）
第九条の三　法第二十五条の三第二項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。
一　令第二十二条の三第一項第一号に掲げる者　その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類
イ　平成二十三年三月十一日以前から雇用されている者　次に掲げる書類のうちその旨を証する書類
(1)　労働基準法第百七条第一項に規定する労働者名簿
(2)　労働基準法第百八条に規定する賃金台帳
(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日以前から雇用されていることを明らかにする書類
ロ　平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者　その雇用された者から提出された次に掲げる書類
(1)　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第二十二条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（(3)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書
(2)　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）
(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類
二　令第二十二条の三第一項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを証する書類
イ　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）
ロ　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し
ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを明らかにする書類
（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）
第九条の四　法第二十五条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。
一　その名称及び内容
二　その実施予定期間
三　その実施場所
四　法第二十五条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細
五　その他参考となるべき事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。